

# 香美町立佐津小学校いじめ防止基本方針

香美町立佐津小学校

## 1 学校の方針

校訓「正しく・たくましく・おおらかに」のもと、「ふるさとを愛し、こころ豊かで たくましい佐津っ子の育成」を学校教育目標に掲げている。いじめに対しては、未然防止の重要性を重視し、「居場所づくり」と「絆づくり」をキーワードにすべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるように取り組む。そして日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 基本的考え方

本校のすぐそばには風光明媚な佐津海岸があり、1年を通して観光客でにぎわっている。地域の人にとっても本校においても海と密接な関わり合いがある。

本校は、平成28・29年度の2年間、「伝統文化の学びの充実事業」の指定を受けている。従来の「ふるさと学習」をさらに深め、地域から学ぶ活動を継続してきた。そして、学習する中でたくさんの地域の自然・伝統・文化などにふれることができ、ふるさとのすばらしさの再発見につながるものが多くあった。また、海岸のクリーン作戦を行い、地域貢献を極的に進める活動も行っている。

全職員が全児童の顔と名前を知っており、児童を多面的に理解できることが本校の強みである。その利点を生かし、平素より教師集団が、個々の児童たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応している。そして、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

## 3 いじめ防止等の指導体制等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

### (2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### 別紙3 年間指導計画

### (3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

## 別紙4 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

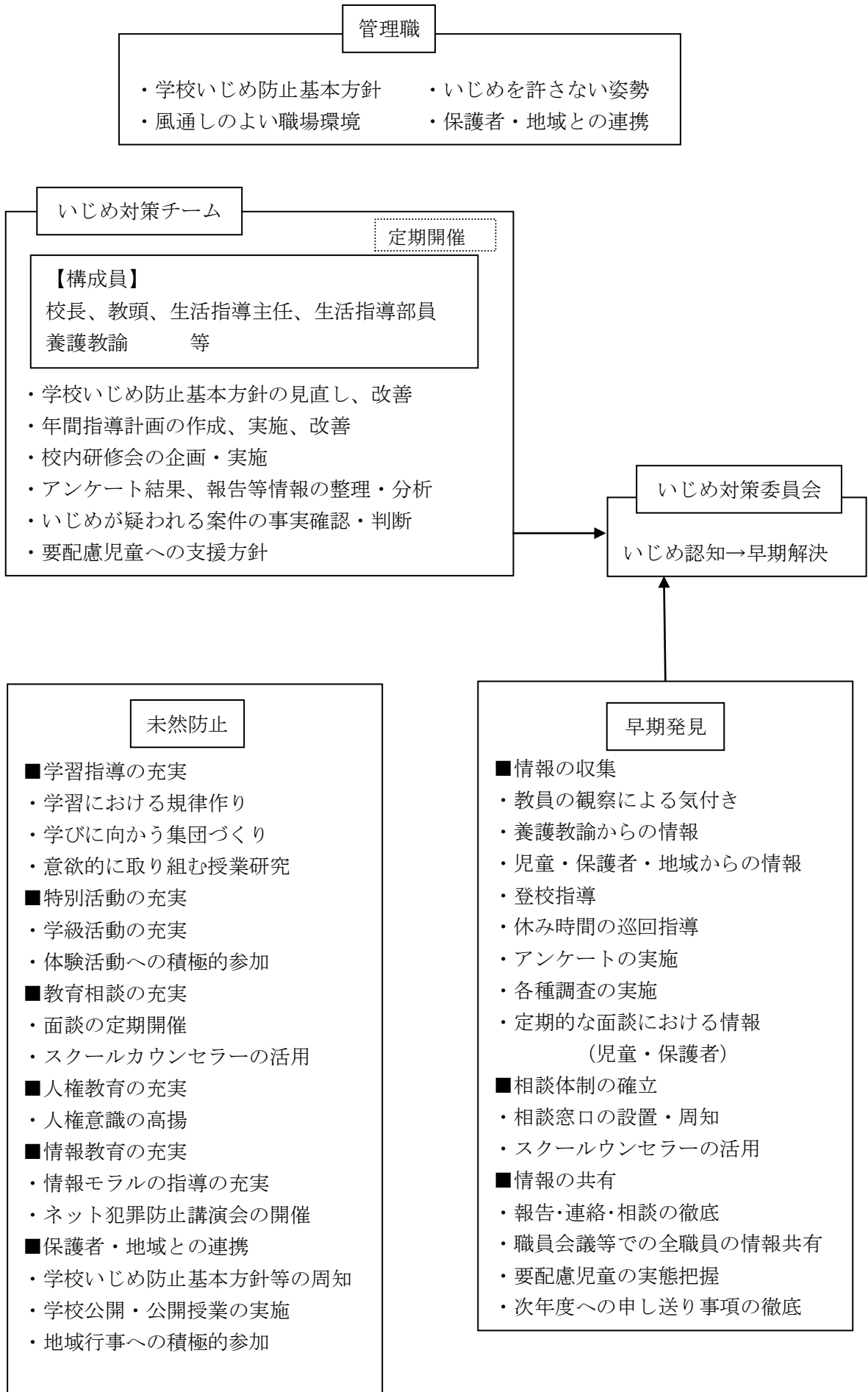
校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である学校支援チーム、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、地区懇談会、学年懇談会、個別懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加を促進する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



# いじめ早期発見のチェックリスト

別紙2

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう児童がいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の児童が残る
- 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある

## いじめられている児童

### ◎日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 遅刻・欠席が多くなる
- とくとき涙ぐんでいる
- 周囲が何となくざわついている
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- にやにや、にたにたしている

### ◎ 授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

### ◎ 昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 笑顔がなく、黙って食べている
- 他の児童の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

### ◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 掃除をさぼることが多くなる
- 一人で離れて掃除をしている

### ◎ その他

- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 理由もなく成績が突然下がる
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

## いじめている児童

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の児童に裏で指示を出す
- 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の児童に対して威嚇する表情をする
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対策チーム 指導方針・計画作成	入学前の幼稚園との情報交換 学級づくり	
	保護者向け啓発	授業公開	家庭訪問
5月		職員研修会 児童理解交流会	生活アンケート 生活実態調査 個別面談
	6月	事 案 発 生 時	授業公開 情報教育講演 ボランティア体験
7月			い じ め 対 策 委 員 会
	8月	職 員 会 議	
9月			授業公開 児童理解交流会
	10月	地域行事参加 授業公開 人権学習	生活アンケート 生活実態調査 個別面談
11月		授業公開 児童理解交流会	
		12月	授業公開
1月	授業公開		生活アンケート 生活実態調査 個別面談
	2月	授業公開 児童理解交流会	
3月		いじめ対応チーム 本年度のまとめ	

**職員会議等**

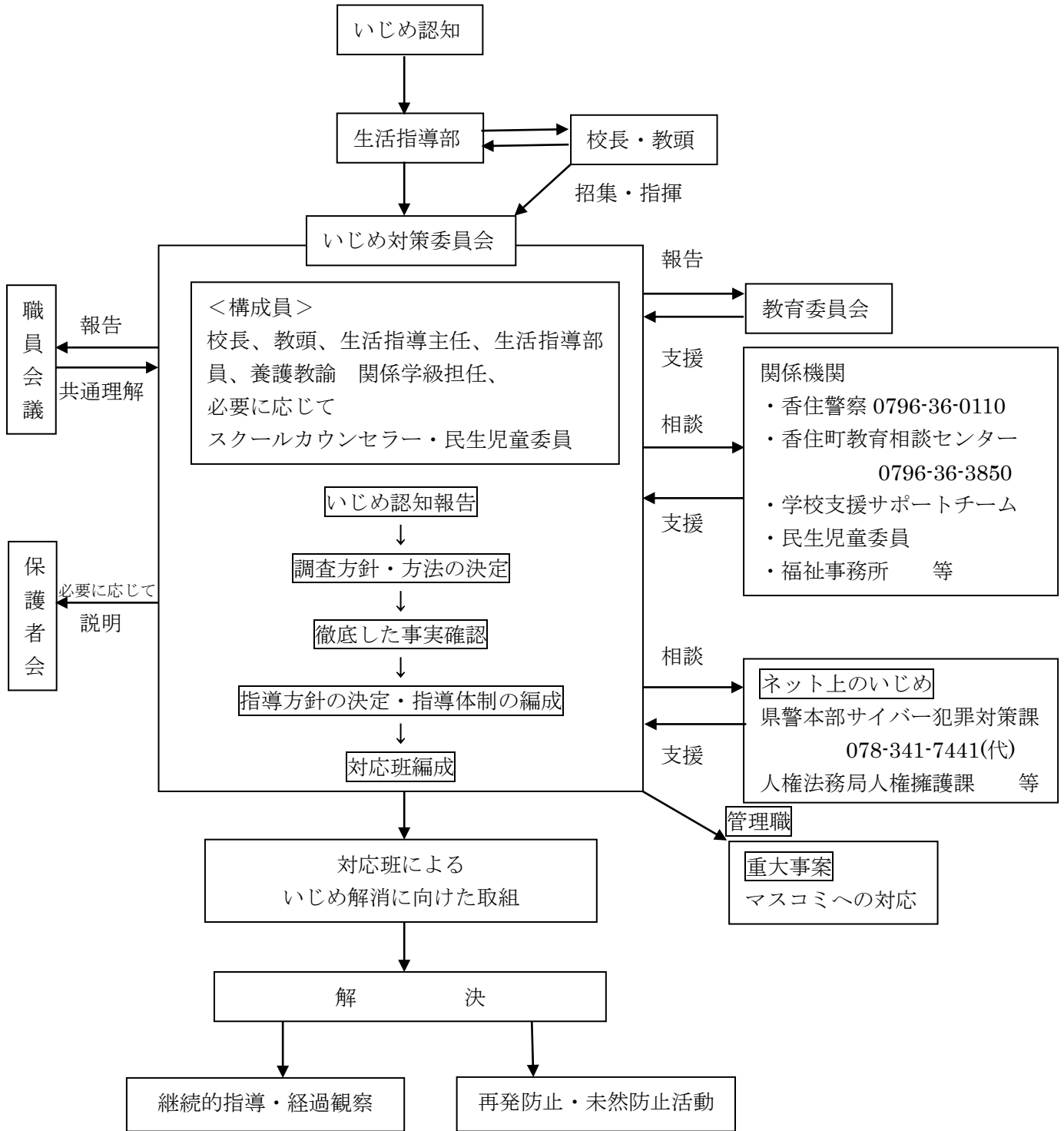
- いじめ対策チームは、スクールカウンセラーと1ヶ月に一度児童の情報交換、要配慮児童の児童観察などについて会議をする。

**未然防止に向けた取り組み**

- いじめを許さない学校づくりを進める。
- 道徳教育・人権教育の充実し、道徳性を養い、人権尊重の精神を育てる。
- 体験教育を通して、命の大切さや思いやりの心など心の教育の充実を図る。
- 入学前に幼稚園との情報交換をする。
- 年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- 定期的に休み時間の巡回指導を実施する。
- 休み時間は児童と一緒に遊ぶ時間を作り、子どもたちと向き合う時間を確保する。
- 地域行事には、積極的に参加するよううながす。

**早期発見に向けた取り組み**

- 生活アンケート・生活実態調査は年3回実施。
- 個別面談だけではなく、小規模校の利点を生かし、児童の日常の微妙な変化に対応する。



- 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。
- ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。
- 重大ないじめ事案については、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応する。
- マスコミ対応は、窓口を一本化する。